

## 8 今後の手順

### 1. 基本構想の決定及び今後の手順

基本構想案については、鎌倉市緑政審議会への報告（平成 15 年 10 月 10 日）後、市民説明会の開催により市民意見を聴取して基本構想に反映させた後、確定した。

基本構想確定後は、都市計画決定手続きを開始し、市議会への報告、法定縦覧等を経て平成 16 年度中の事業認可を目指す予定である。

また、基本構想確定後、基本構想に示された基本的な方針に基づき引き続いて基本計画策定作業に入る。なお、基本計画策定においては、「全国都市再生モデル調査」の実施や自然再生推進法の適用を検討する中で市民の意見を反映し、さらに鎌倉市緑政審議会等の専門的な立場からの意見を十分に反映させた計画とする。

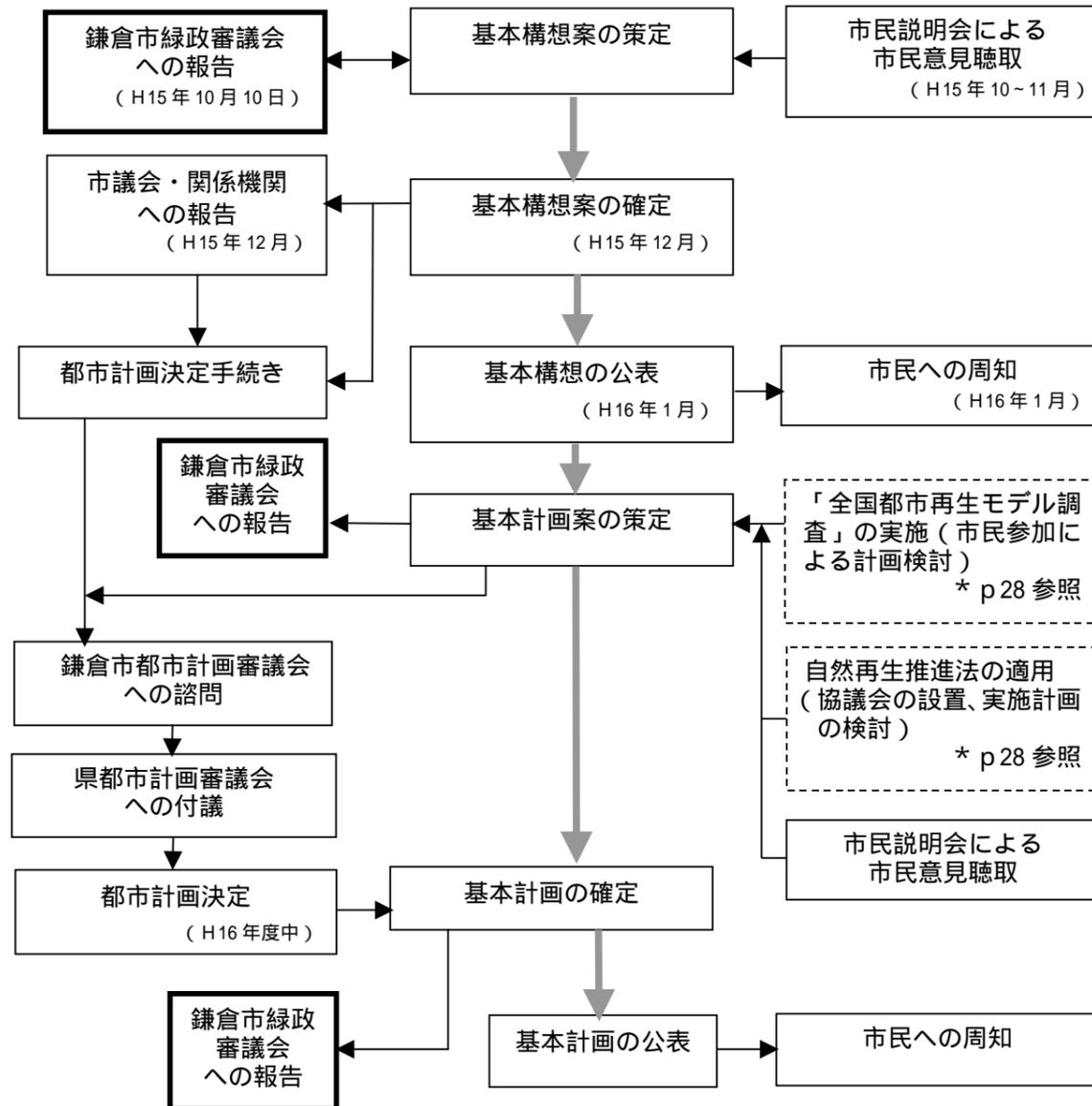


図 8-1 基本構想の決定及び今後の手順

### 2. 基本計画策定に向けた検討事項

これまでの広町緑地の保全に係わる経緯や自然環境の特性を十分にふまえ、今後基本計画の策定にあたっては、基本構想に示した都市林としての基本的な方向が十分に継承され実現されるように以下の点について配慮し、検討を行うことが必要である。

生物多様性の保全及びその適正な活用に配慮した土地利用計画の検討

生物多様性の保全に配慮した自然環境の保全を図るため、供用開始前からの維持管理を含む初期の環境整備手法の検討、及び都市林内の資源有効活用にも配慮した中長期的な維持管理計画の検討

自然環境への影響の最小化に配慮し、市民の意見を取り入れながら都市林の適正な利用や維持管理を図るため、土地利用や維持管理プログラム及び運営プログラムに即した園路及び施設計画の検討

市民の意見を取り入れ、維持管理や運営に反映して行政と市民の協働による管理運営が可能となる、都市林の特性を活かした運営プログラムや運営体制等の運営計画の検討

行政と市民が役割を分担し、市民の自主的・主体的な管理運営を目指したトラスト活動方法の検討を含む、財源の軽減にも寄与する事業計画の検討

市民の意見を計画に反映するとともに、市民・企業・行政の役割分担を明確にし、市民と十分に協議しながら市民参加によるプログラム及び早期実現のための体制や方法等の検討、及び実施

都市林区域以外の区域について、都市林と一体となった緑地として保全していくための各種保全制度適用の検討